

歯科診療において

- 気づきの起点を持つ **むし歯 5 本以上**
- 保護者に対する固定概念を捨てる。
- 疑いの目で見ると。
- 虐待発見チェックシートに当てはめる。
- カルテに保護者の言動を忠実に記載する。



日常の診療の短い時間では、虐待を見つけだすことは、困難です。虐待を見つけるには、常に、虐待に対する「気づきの起点」が必要です。第2章の奈良県下における児童のう蝕状況を考慮に入れると、むし歯が多いと「不適切な扱い」を疑うのではなくもっと明確に「気づきの起点」として5本以上あれば「不適切な扱い」として疑うことができると考えられます。

5本以上むし歯があるから虐待であることは決してありませんが、5本以上虫歯がある場合、保護者だから「子どもを大切にしないわけが無い。」といった固定概念は捨て、疑いの目を持ってその他の要素（虐待発見チェックシート）を検証していく必要があります。

疑うことは、患者さんとの信頼関係の上に成り立つ歯科医療において矛盾があるように思われますが、子どもを不適切な扱いから救うため、また正しい信頼関係を構築するために必要です。

疑いの目を持たない限り決して不適切な扱いは見えてきません。

近年、予防歯科の普及と歯の大切さの認識により、子どもたちのむし歯の数および未処置のむし歯は大きく減少しています。また、虫歯予防には、規則正しい生活習慣と食生活が大切であることがわかっています。その上に子どもにおいては、保護者による仕上げ磨きおよび、かかりつけ歯科医による定期健診が重要であることがわかっています。普通の生活環境において5本以上放置されたむし歯があることは、まれなことです。

予防歯科の立場からすると、子どもに5本以上のむし歯があることは、歯に関して言えば不適切な扱いです。

私たち歯科医は、地域のすべての子どもがどこかにかかりつけ歯科医院を持つように勧めるべきです。

子どもたちを定期健診することにより、むし歯予防のため、正しい生活習慣、食生活に導くことができます。このことは、歯を通じて子育ての支援をすることになります。また、保護者が、歯を通じて自分の子どもと向かい合う機会が多くなり、ネグレクト防止につながればと考えます。

このような視点で歯科がアプローチすることにより、「5本以上の虫歯があれば虐待と思われるかもしれません」という考えが世間に広まり、「不適切な扱い」を受けている子どもたちが救われればと考えます。

カルテの記載の注意点

- 子どもの状態についての保護者の説明は、保護者が話した言葉のまま記載する。
 - * 要約して書いてしまうと後に「こちらの話したと違う。」と言われたとき、反論できなくなってしまうからです。
 - * だれが話したか記録しておく。
 - * 診察した日だけでなく時間を記載する。
- 問診中、診察中、処置中の保護者の言動についても気がつく範囲で記載しておく。
- 子どもの口腔内所見は、できるだけ詳しく記載する。
- 子どもの言動についても、そのままを記載する。
- 子どもと一緒に誰が来たのかを記載する。